

動物検疫に関する注意について

夏休みで海外へ渡航されることがあると思いますが、海外では、多くの国で家畜の悪性伝染病である口蹄疫や鳥インフルエンザが発生・流行している場合があります。特に、口蹄疫については、現在、中国、台湾、東南アジアなどの国々で発生しており、注意が必要です。

これらの病原体を日本国内へ持ち込まないように、注意すべき対策について、以下のとおりお知らせします。

1 病原体を日本へ持ち込まないために、海外では、家畜を飼養している農場などへの立ち入りは極力避けるようにしてください。やむを得ず海外で牛や豚、鶏などの家畜のいる場所に行った方や日本国内で家畜に触れる予定のある方は、帰国時に空海港の手荷物引き取り場内にある動物検疫所カウンターに必ずお立ち寄りください。

また、入国時に動物検疫に関する質問票が配られたり、質問が行われることがありますので、ご協力をお願いします。

2 帰国時には、空海港において、すべての方を対象に靴底の消毒を実施していますので、消毒マットの上を歩いていただくようご協力をお願いします。

3 また、口蹄疫等の発生している国からのハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品の日本への持ち込みは禁止されており、発生していない国からであっても検査証明書が必要です。あらかじめご留意ください。

○参考情報：

農林水産省ホームページ：空海港における水際検疫の強化について」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine_beefup.html

動物検疫所ホームページ

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

(問い合わせ先)

○外務省領事局政策課（医療情報）

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2850

○外務省領事サービスセンター（海外安全担当）

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902

○外務省海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>